平成２４年（フ）第６３５号
静岡県焼津市小川新町１丁目２番16号
債務者　石田　裕之
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆広
4　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３３号
広島県廿日市市六本松２丁目７番９号
債務者　田村　隆司
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　破産債権の届出期間　平成24年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０４号
広島市佐伯区美の里１丁目９番８―306号
債務者　野村　憲二
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　破産債権の届出期間　平成24年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４２号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目474番地
債務者　森崎　玲子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　破産債権の届出期間　平成24年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９３号
兵庫県姫路市御国野町御着1068番地86
債務者　大谷　一郎
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６７号
兵庫県姫路市田寺東２丁目34番36号
債務者　野一　壽弘
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１４２号
松江市春日町236番地１、前住所松江市春日町158番地11
債務者　水元二六年
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　遼太
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０６号
静岡県富士宮市上井出66番地の16
債務者　藪内　洋子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１２１９号
札幌市豊平区月寒中央通２丁目３番10号　フジマンションＡ―102号
債務者　早崎美千代
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８５号
札幌市清田区真栄319番地　香雪病院
債務者　山田　浩行
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８０号
札幌市白石区北郷３条１丁目６番30―205号
債務者　広瀬　志穂（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８７号
札幌市厚別区上野幌１条２丁目４番20号　レジデンス上野幌Ｂ―101号
債務者　野口　梨紗（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９２号
札幌市北区北18条西４丁目２番24―202号
債務者　畑　　賀子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６９号
北海道江別市弥生町37番地の11　キャパハウス102号室
債務者　吉泉　香織
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１号
山形市上町４丁目12番25―126号　グリーンハイツ上町、前住所山形市若宮１丁目７番31―407号　雇用促進住宅
債務者　今井　君子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
山形地方裁判所民事部